

ヤスクニ・レポ 217

憲法改悪・戦争を許さない

代表 西川重則

1
衆議院選挙を前にして、当選を願い、訴えている発言を聞いていて、奇妙な発言が多いのに驚いている。たとえば、日本国憲法の改正を当然視している訴えであるだけに、その理不尽な内容にあきれてしまう。

たとえば、憲法改正を望んでいながら、なぜ改正を主張するのか、不思議なことに、「日本国憲法は読んだことはないが……」と平気で憲法改正を主張しているのである。理性的に考えれば、改正する前提要件である日本国憲法を読んで問題点を知り、改正の意味、内容について良心的に判断し、その結果、改正の必要について聞く者に説明するのが常識だと思うのだが、実状は非常識と言わざるを得ない。

私の知る限り、自民党が結成された1955年1月15日に、党の基本方針として、「現行憲法の自主的改正」を主張して今日に至っているが、今改めてその日の党の基本方針の決定も、現行憲法について十分に知り、問題点について良心的に納得できないと条文について判断した結果の判断だったとは思えない。要するに、敗戦の結果、米国側の主観的判断から、いわゆる押しつけられた日本国憲法だったという理由から、日本人の「自主的判断から、日本の歴史、伝統、文化などから、改めて日本国憲法の改正を」と思っていることと言ってよい。

それでは、自民党が2012年4月27日に決定した「日本国憲法改正草案」は、日本国憲法の内容と比較して、歴史、伝統、文化の面から考えて私たちを納得させると断言できるのか。私にとっては、そのような比較そのものが良心的にも納得できないし、自民党の「日本国憲法改正草案」こそ全然納得できない、初めから終わりまで、日本の歴史、伝統、文化になじめない内容であり、日本国憲法と比較することなどとてもできない、余りにも問題だらけの内容であると言いたい。

私は講演が多いが、率直に言って、若い人々も高齢の人々も日本国憲法をよく読んでおられるとは思われない。従って日本国憲法の成立過程について歴史的に正確に理解されていない。日本国憲法について私の書物は憲法の「前文」から本文の終わりまで条文のすべてを解説しており、2017年の政府による憲法改正(改悪)についても読んでくれれば問題は推察できるはずである。国会傍聴18年の私は日本でただひとりと言われているが、国会議員も議員の秘書さんの多くの方々も私のことを知って下さり、職員の方々とも親しい関係であり、さまざまな意味で協力して下さっている。

国会の近くには、私にとって大変有効であるが、国立国会図書館や憲政記念館などがあり、傍聴が終わった時など、利用することができ、多様な書物を読むこともでき、感謝している。

2

ところで先ほど報告したが、今年は自民党などが憲法改正(改悪)のために必要な学びとして、また自民党のすべての議員は近くにある自民党の本部で憲法改正のための準備として、安倍自民党総裁も参加し、具体的な内容についての改正内容の決定をめざしての準備が見られる。もちろん、最終段階は国会での憲法審査会の改正案が予定されていることはマスコミ報道などで知られていよう。

もちろん私たちにとって事柄は緊急であり、日本国憲法改正を許さない立場からの論理と運動の展開が急務と言ってよい今年の動向である。それだけに緊急課題は、ただ改正(改悪)に反対と言うだけでは無意味であり、日本国憲法がいかによろしい内容であるかを正確に認識することによって、憲法改悪絶対反対の立場で多くの市民運動と協力して国家権力に対して有効な論理と運動を展開しなければならない。

たとえば日本国憲法第9条がいかにより世界史的に評

価できる条文・内容であるかについて、今こそ主権者・有権者の心に刻まねばならない。たとえば、いかに優れた第九条であるか、安倍首相の内容の低次元の改悪案か知る者として、以下私の尊敬して止まない佐藤 功憲法学者の文面を報告しておきたい。左の通りである。

9条の僅か1ヶ条のみから成るが……本条の画期的意味は、いわば絶対的不戦・非武装を定めたことにある。すなわち侵略戦争のみならず自衛戦争をも含めた一切の戦争を放棄したこと及び陸海空軍のみならずその他一切の戦力を保持しないとしたことにある。

少し長文になるが佐藤 功憲法学者のすばらしい意見であり、9条の本質について結びの文章を報告しておきたい。

……自衛のための軍備は本条に違反しないとする解釈が試みられるが、それは以下述べるように支持し得ない。……日本国憲法の本条は、まさにかかる一般論または通常の国家に妥当する原則を超克しようとするものなのである。……自衛のための再軍

備は、本条のある限りは違憲であり、従ってその方向をとろうとするならば本条の改正を必要とすると言わざるを得ない。

安倍首相始め自民党が佐藤 功氏の憲法論を無視して物理的に多数派による勝手な改正論によって、世界史的な第9条を実質的に改悪する行為を認めるわけにはゆかない。私たちは、今後多数派を大義名分に少数派の主張を無視して、歴史的な文面の解釈を変更して、平和国家日本でなく、戦争国家日本にする政治姿勢を認めることに、絶対反対であり、結果として、運動を展開しなければならない。

私が主張している1万人集会が11月5日に、日比谷野外音楽堂で、「改憲阻止！1万人行進」として行なわれるのは当然のことである。「11・5全国労働者集会」と呼ばれているが、「東京—ソウル国際共同行動」であり、戦争国家日本をめざす国家権力に反対する国際連帯として展開されるのは、安倍内閣に対する緊急課題であり、今後くり返される大集会の事例のひとつと言えよう。日曜日であり、午前中の礼拝後、夕拝前の運動であり、参加したいと思っている。共なる戦いのひとつであることを述べて、終りたい（2017・10・16）。

2017年9月15日例会奨励「とりこの世話をし」

歴代誌第二28:1-5 須田毅牧師（日本福音キリスト教会連合・西堀キリスト福音教会）

歴代誌は、バビロニア捕囚から解放されたイスラエルの民が、自らの民族を省みるために聞いた御言葉である。その中心はダビデ以来の信仰の流れであり、多くは南ユダ王国の歴史と重なる。

28章冒頭に、アハズ王の業績の概観がある。王の行動について「不信」という評価が繰り返す。アハズ王は、自分が望む成功をもたらすものこそが信頼できると考え、大国アッシリアやダマスコの偶像を頼った。

南ユダの王アハズは信仰的指導性をもたず、ゆえに神の民は、信仰が崩れて当然であった。しかし、この章には神の民、特に北イスラエルの民の、注目すべき信仰の姿がある(歴代誌には南ユダ王国の歴史が中心であり、北イスラエルの記事は非常に少ない)。

南ユダの民は、北イスラエルの軍により、多くが「本の紹介」

寺中作雄著『社会教育法解説 公民館の建設—社会教育の自由の獲得のために戦後民主主義への叫び』（現代教育101選、国土社、1995年）残念ながら絶版

同書は1946年に文部省社会教育局社会教育課長であった寺田作雄が、日本国憲法が市民の血肉とな

殺され、捕虜となる。ところが、預言者オデデなどが、南ユダの人々を奴隷としてはならないと勧告する。そして、南ユダの捕虜を丁重に扱う。当時は南と北に分かれていた国々ゆえ、このような扱いは通常ありえない。

なぜ、このようなことが起きたのか。北イスラエルの民は、神の前での自らのあり方を求めたのである。信仰者として、隣人を愛する実践をした、それだけの意味であろう。第二次大戦下の日本のキリスト教会は、大きな力に圧せられ、信仰的な指導性が発揮されない時代でもあった。しかし、その中でも主なる神に従い抜いた人々は、確かに存在した。組織や指導者群が信仰的な指導性をもたずとも、神の言葉に忠実に応答した一人一人がいた。「神を愛し人を愛する」という愛の律法に素朴に応答することは、困難であるが尊い。

り、国民が主権を獲得するために市町村レベルでの社会教育、それを担う公民館建設の重要性を記した書の復刻版。10月13日に9条俳句裁判さいたま地裁勝訴判決が出たが、本来の公民館という存在が担う重要な理念を現代にて読み直したい。 星出卓也